

平成 26 年 7 月 30 日
独立行政法人国民生活センター

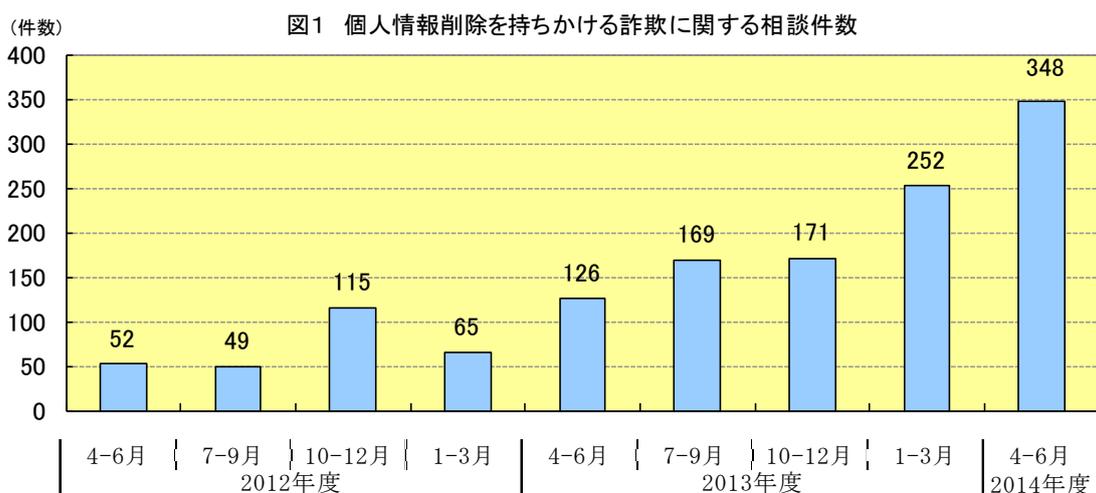
個人情報に漏れているので削除してあげる？！ 公的機関をかたって個人情報の削除を持ちかける詐欺にご注意！

消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関をかたって、「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」などと電話をかけてきて、最終的にはお金をだまし取る詐欺が急増しています。複数の業者が役回りを分担して消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」も多くみられます。

公的機関が「個人情報を削除してあげる」などと電話をすることは絶対にありません。個人情報の削除を持ちかける電話がかかってきたら、相手にせず、すぐに電話を切ってください。

1. PIO-NET¹における相談件数

個人情報の削除を持ちかける詐欺に関する相談件数²は、2013 年度から急増しており、現在も増加傾向にあります。（図 1）



（合計 1,347 件。2012 年度以降受付、2014 年 7 月 25 日までの PIO-NET 登録分）

¹ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと

² 本公表のため 2012 年度以降について特別に精査した相談件数

2. 相談事例

【事例1】公的機関から「あなたの個人情報を削除する」という電話がかかってきたが、実在する機関か

先程、生活相談センターのXという人から電話があり、「高齢者をねらう悪質商法が増えているので公的機関として電話している」と言われた。「あなたの個人情報がA社、B社、C社に登録になっているが削除を希望するか」と聞かれ、勧誘電話が多く困っていたので「希望する」と答えた。後刻Xから電話があり、「A社は削除できたが、B社のものを削除するには他の人の名前を登録する必要がある。紹介できる知り合いはいるか」と聞かれた。「いない」と答えると、「ボランティア団体で名前の登録を代わってくれるところがあるので確認する」と言われた。その後、Xから「ボランティア団体の人が引き受けてくれることになったので団体から連絡がある」と言われ、もうすぐ電話がある予定だ。実在する公的機関であるか確認したい。

(2014年4月受付 契約当事者：女性 60歳代 富山県)

【事例2】公的機関から「あなたの個人情報が漏れている」という電話があったが、その後次々に違う人が登場し、不審

昨日、自治体の消費者センターらしきところから突然電話があった。通販で有名な会社2社と全く名前を聞いたことがない会社1社、計3社の名前をあげて「あなたの個人情報が漏れているので削除する」とのことだった。そのうち1社の通販会社は家族が利用しているため名前を知っていたが、残りの2社は全く身に覚えがなかった。その後、その者から「通販会社2社は削除できたが、3社目(D社)は半官半民会社なので簡単に削除できない。NPO法人の理事長に代理人を頼む」と言われた。30分後にその理事長から電話があり、「D社との取引はあるが、なかなか削除できないのであなたが直接D社に電話をするように」とのことだった。そこでD社に直接電話したところ、「当社では放射能除去装置を14台所有しており、うち10台分の名義を変更する」「名義変更には2,000万円必要だが、費用はとりあえず会社が負担する」との説明があった。後刻、NPO法人の理事長から名義変更できた旨のお礼の電話がかかってきたが、次々に違う人が登場するし、話の内容も不審だ。今後どうすればよいか。

(2014年4月受付 契約当事者：男性 80歳代 東京都)

【事例3】公的機関からの「あなたの個人情報が漏れている」という電話をきっかけに、宅配便で現金を送ってしまった

高齢の叔母のところに、生活保護センターを名乗る者から「あなたの個人情報が3カ所に漏れている。2カ所は取り消すことができたが、1カ所(E社)は取り消せないので代理の人を立てる必要がある」という電話がかかってきて、ボランティア団体の人が代理人になってくれることになった。その後、E社からも連絡があり、個人に振られている番号を教えられた。ボランティア団体から「書類に番号を書くので教えてほしい」と言われ、E社から教えられた番号を伝えたが、その後E社から「番号をなぜ他に教えたのか。違法行為なので社員が逮捕された。保釈金1,000万円をあなたが払うように」と言われた。自分のせいだと思い、500万円を2回に分けて宅配便で送った。業者からは「今日は裁判所へ行って来た」「震災の被災地に住宅を建てる」などと毎日電話がくる。「お金は裁判所から返還される。今月24日に自宅に持ってくる」と言われているようで、「詐欺ではないか」と言っても叔母は信じている。どうしたらよいか。

【事例4】 公的機関の職員から「個人情報を削除します」と連絡があり、質問に答えたら次々に電話がかかってくる。怖くてたまらない

昨日、「国税局の〇〇です。預金口座をいくつ持っていますか。どちらの銀行ですか。株を持っていますか」などと若い男から電話で聞かれ、次々と答えてしまった。すると、今日の午前中に「国民生活センターの〇〇です。あなたの個人情報が大手スーパーなど3カ所に漏れています。個人情報を削除します。削除が成功したらまた報告します。今日の午後はお在宅ですか」と聞かれた。怖くなって最寄りの消費生活センターへ電話し、消費生活センターの指示で警察に電話をした。午後、同じ若い男から電話があり「国民生活センターです。個人情報は削除できました。今度はサプリメントに注意してください」と言われた。昨日、預金口座のことなどを話してしまったので、次々に電話がかかってくるのか。怖くてたまらない。どうしたらよいか。

(2014年6月受付 契約当事者：女性 80歳代 長崎県)

3. 消費者へのアドバイス

(1) 「個人情報を削除してあげる」などと持ちかけてくる電話は詐欺ですので、相手にせずにご電話を切ってください

このトラブルでは、消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関をかたる者から「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」などといった電話がかかってくるのですが、公的機関が「個人情報を削除してあげる」などと電話をすることは絶対にありませんので、相手にせずにご電話を切ってください。

一度電話に出ると切りにくくなります。そこで、留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じて後でかけ直すようにする方法が有効です。また、発信者番号表示機能のある電話を使用している場合には、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないという方法もあります。

(2) すぐに消費生活センター等に相談してください

少しでも疑問や不安を感じた場合には、すぐに消費生活センターやご家族・友人等に相談してください。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難ですので、お金を払う前に相談することが重要です。

また、宅配便等で現金を送付させる手口が見られますが、宅配便等で現金を送付することはできません³。「宅配便で現金を送って」は詐欺の手口ですので、絶対に送らないでください。

(3) 日頃から家族や身近な人による高齢者への見守りが大切です

トラブルにあっている方の多くが高齢者です。高齢者の消費者トラブルの未然防止のためには、家族や身近な人の協力が不可欠です。日頃から家族やホームヘルパーなどの身近な人が本人の様子や居室、居宅の変化などに気をつける必要があります。

³ お金を送る場合、郵便法上は「書留」で送ることが義務付けられている。運送会社各社の約款でも現金や小切手等は運送の引受を拒絶することのあるものと定めている。

4. 情報提供先

消費者庁消費者政策課
内閣府消費者委員会事務局
警察庁生活安全局生活経済対策管理官
警察庁刑事局捜査第二課

【参考1】PI0-NET からみた相談の傾向

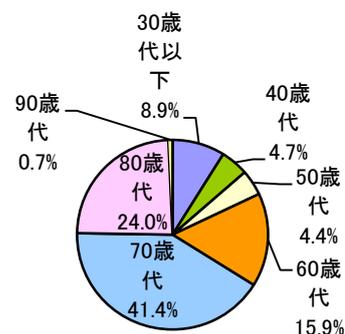
(2012年度以降受付、2014年7月25日までの登録分、団体等・不明・無回答を除く)

(1) 契約当事者の属性

① 年代別—8割強が60歳以上—

年代別では、70歳代が530件(41.4%)、80歳代が308件(24.0%)、60歳代が204件(15.9%)と続いた。(図2, n=1,281)

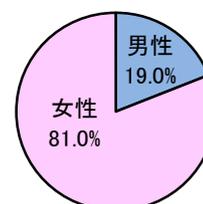
図2 契約当事者の年代



② 性別—女性が約8割—

性別では、女性が1075件(81.0%)、男性が252件(19.0%)と、約8割が女性であった。(図3, n=1,327)

図3 契約当事者の性別



③ 職業別—無職、家事従事者が約8割—

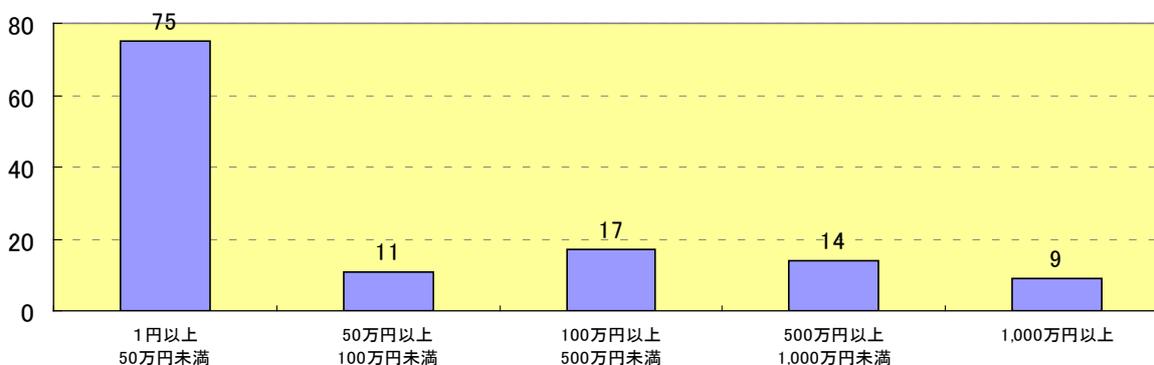
職業別では、無職が624件(49.0%)、家事従事者が428件(33.6%)、給与生活者が175件(13.7%)であった。(n=1,273)

(2) 平均既支払金額—約218万円—

既にお金を支払っていたという相談は126件で(37.1%, 無回答を除く n=340)、平均既支払金額は約218万円であった。(図4)

(件数)

図4 既支払金額の分布



(既支払件数合計126件)

見守り 新鮮情報

第196号

「生活保護センター」を名乗る人から「あなたの**個人情報**が3カ所に**漏れている**。2カ所は取り消せたが、**1カ所**(A社)だけは**取り消せない**。代理の人を立てる必要がある」という電話があり、ボランティア団体の人が**代理人**になってくれることになった。すると、A社から連絡があり、自分に振られている「**番号**」を教えられた。

その後、代理人から「書類に書くのに必要」とその番号を聞かれ**教えた**ところ、A社から「番号を他に教えたのは**違法行為**になるため、社員が**逮捕**された。あなたが保釈金**1千万円**払うように」と求められ、**宅配便**で現金を**送った**。(70歳代 女性)



「個人情報を削除してあげる」 公的機関をかたる詐欺が急増

ひとこと助言



見守るくん

耳を
貸さないで

- 公的機関等をかたり「個人情報が漏れているので削除してあげる」などと持ちかけ、最終的にはお金をだまし取る手口が急増しています。
- 個人情報の削除を持ちかける電話は詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。絶対に支払ってはいけません。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

⁴ 見守り新鮮情報 (<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>)

本資料は、第196号で配信したリーフレット。

(http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen196.html)